

平成 27 年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）に係る事務の執行について

第 3 外部監査の結果 I 外部監査の総括

4. 原価計算（一般廃棄物会計基準）の実施及びその活用状況について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
②資本的支出（資産計上対象支出）とごみ処理単価の上昇について【廃棄物対策課】（P58） 平成 26 年度に実施された工事費等のうち、資本的支出に該当する工事について、（i）公有財産台帳には計上されているが、原価計算上、「資産・負債一覧」や「事業用資産内訳」に計上されず、減価償却計算がなされていない案件や（ii）公有財産台帳にも計上されず、原価計算上の「資産・負債一覧」や「事業用資産内訳」にも計上されていない案件が存在する。平成 26 年度においては、前者（i）の事例として、新内陸埋立処分場内に設置された吸着塔（4,581 万円）が該当する。また、後者（ii）の事例として、新港清掃工場における長期責任型業務委託の中で実施される資本的支出と同視できる案件（固定費 15 億 4,694 万円のうち、本来、市の公有財産台帳に登載されるべき工事委託案件）が該当する。 したがって、資本的支出に該当する工事や新港清掃工場等で行われている長期責任型業務委託の中の固定費の範疇で実施されている工事委託案件のうち、資本的支出に該当する案件については、各部門の執行状況に係るデータを適時適切に収集する仕組みを構築し、資産計上の上、減価償却計算の結果に基づいて適切にコストを認識することにより、ごみ処理に係る単位当たり原価の適正な算定に努められたい。	原価計算の実施過程において、廃棄物対策課が各部門の決算資料等を収集し、資本的支出に該当する可能性がある工事等について確認している。 なお、指摘のあった事例「（ii）新港清掃工場における長期責任型業務委託の中で実施される資本的支出と同視できる案件」については、平成 28 年 5 月に公有財産台帳へ登載し、「（i）新内陸埋立処分場内に設置された吸着塔」とともに、資産計上した上で、減価償却費計算を行った。